

とちぎ航空機産業認証維持支援補助金事務処理要領

(趣旨)

第1条 県の交付する「とちぎ航空機産業認証維持支援補助金」(以下「補助金」という。)の交付事務処理の取扱いについては、とちぎ航空機産業認証維持支援補助金交付要領に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助金の交付対象期間)

第2条 補助金の交付対象となるのは、次の表に定める期間内に、航空機産業認証維持に要する手続きを行う場合とする。

認証維持に要する手続きを行う期間	備考
令和6年4月1日～令和7年3月31日	期間内に認証維持の手続きを実施すること。

※ 補助対象経費は、上記の交付対象期間に実施したものに限るが、その支払時期については、審査機関の都合等による先払い(令和6年3月31日以前の支払いを含む)を認めるものとする。

(申請書等の提出)

第3条 「とちぎ航空機産業認証維持支援補助金交付申請書」(以下「申請書」という。)、
「とちぎ航空機産業認証維持支援補助金実績報告書」(以下「実績報告書」という。)及び「とちぎ航空機産業認証維持支援補助金請求書」(以下「請求書」という。)は、栃木県産業労働観光部工業振興課ものづくり企業支援室に提出する。

(申請書等の提出期限)

第4条 申請書等の提出は、次の表の期限内に行う。ただし、知事が別に定める場合は、当該定めによるものとする。

申請書提出期限	実績報告書提出期限	請求書提出期限
令和6年7月31日	令和7年2月28日	令和7年3月10日

※ 実績報告書には、令和7年3月31日までの実施見込み分も認めるものとする。その際は、事業実施を証明する書類を令和7年3月31までに追加提出する。

(交付の決定)

第5条 交付の決定は、提出期限までに受け付けた申請書を、形式上の要件(記載事項に不備がなく、かつ、必要書類が添付されていること。)に適合しているかを判断するものとする。

2 交付決定の要件を満たす申請額の合計が予定額に達したときは、上限額を一律に減額することによって予算額に収めることにより決定するものとする。

(補助金の額の確定)

第6条 補助金の額は、令和7年4月30日までに確定し、補助事業者に通知するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年度の認証維持に要する補助事業に適用する。
- 2 この要領は、令和3(2021)年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要領の失効前に交付の決定をなされた補助事業については、この要領の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年度の認証維持に要する補助事業に適用する。
- 2 この要領は、令和4(2022)年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要領の失効前に交付の決定をなされた補助事業については、この要領の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年度の認証維持に要する補助事業に適用する。
- 2 この要領は、令和5(2023)年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要領の失効前に交付の決定をなされた補助事業については、この要領の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年度の認証維持に要する補助事業に適用する。
- 2 この要領は、令和6(2024)年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要領の失効前に交付の決定をなされた補助事業については、この要領の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年度の認証維持に要する補助事業に適用する。
- 2 この要領は、令和7(2025)年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要領の失効前に交付の決定をなされた補助事業については、この要領の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。